

谷山第二地区 第30号

区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課

〒891-0194

鹿児島市谷山中央四丁目4927番地

谷山支所3階

谷山第二地区係 TEL099-269-8436(直通)

工事係 TEL099-269-2141(直通)

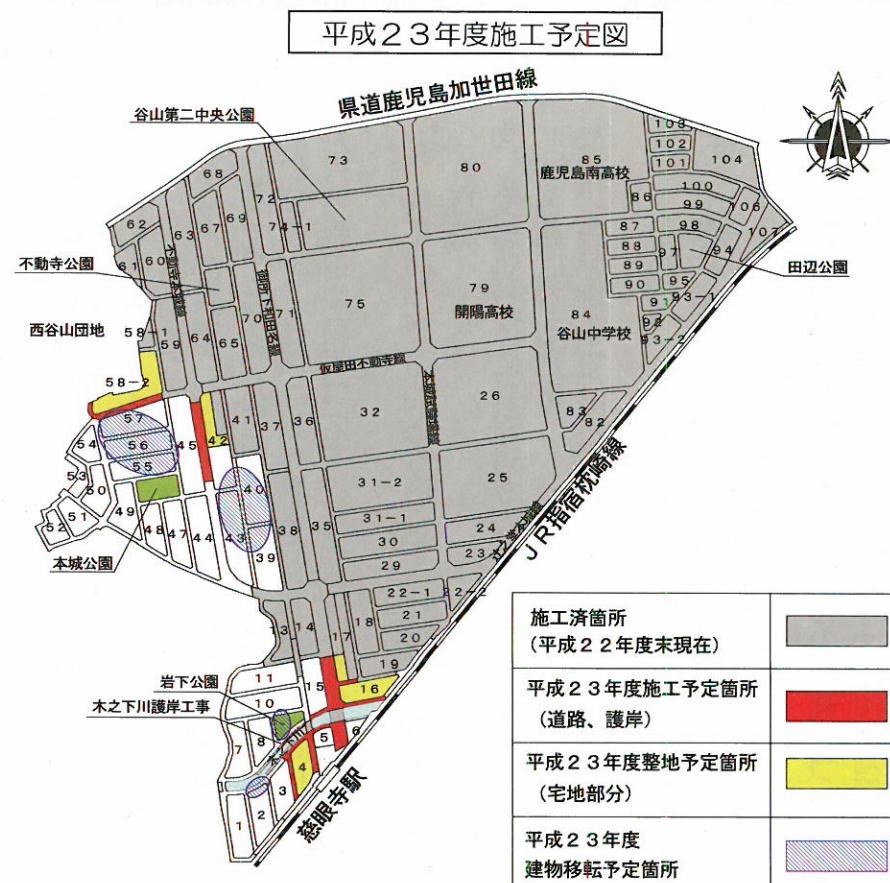
補償係 TEL099-269-8437(直通)

谷山駅周辺地区係 TEL099-269-8435(直通)



谷山第一地区の事業につきましては、平成二十二年度も皆様方のご理解とご協力をいただきながら進めてまいりました。
不動寺本城線などの幹線道路や不動寺・本城地区の敷地造成の一部などが完成いたしました。
工事期間中は、何かご迷惑をおかけしましたが、ご協力いた
だきました。ありがとうございました。
なお、平成二十二年度末現在での進捗状況は、事業費ベースで
約八七%となっております。

平成二十二年度の執行状況



*国からの補助金交付額の変動により、事業内容を変更すること
があります。

また、公共下水道事業(谷山第一地区)の予算は、約一億三百
万円で次のとおり実施する予定です。

- 陣之平川水路改良 約一一〇m
- 埋蔵文化財発掘調査

木之下川改修事業の予算は、約一億九千万円で次のとおり実施する予定です。

- 護岸築造 一六m
- その他、連続立体交差事業への負担金の支出等

今年度も事業を円滑に進めることができますよう、引き続きみなさま方のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。
なお、今年度に工事を予定している箇所は、図のとおりです。

平成二十三年度の予算について

平成二十三年度の谷山第二地区土地区画整理事業の当初予算是、約二〇億円で主な内容は次のとおりです。

○建物移転 五九棟
(不動寺・本城・岩下地区の建物移転)

○幹線道路築造 三〇〇m
(御所下和田名線・不動寺本城線)

○区画道路築造 五一四m
(不動寺・本城・岩下地区の一部)

埋蔵文化財の発掘調査について

谷山第一地区土地区画整理事業に伴う不動寺遺跡の発掘調査（計画図②、③区域）が、昨年の十一月中旬から今年の九月中旬まで約十ヶ月間の予定で、市教育委員会によって実施されております。現調査が完了後、引き続き、④区域の調査を予定しております。

これまでの調査結果では、縄文時代中期末（約四千年前）から鎌倉時代初め（約八百年前）まで先人達が永きにわたり生活を営んでいた遺跡であることが分かりました。

今回の発掘調査では、平安時代（約千年前）のものと考えられる建物跡（掘立柱建物跡）が三棟見つかりました。その他、江戸時代初め（約四百年前）のものと考えられる水路状の溝跡や鎌倉時代のものと考えられるV字の形をした溝跡が三条、縄文時代中期末から後期の川跡が五条ほど見つかりました。

遺物では、特に縄文時代後期（約三千年前）の地層から指や棒状のもので線を引いたり、貝殻の縁を突き刺して模様を入れたりした鉢形の土器が数多く出土しました。その中には、北部九州とのつながりをうかがい知ることができる貴重な資料も含まれてきました。また、完全な形に復元できる土器がある程度まとまった状態で出土したものもありました。その他、脚台等に飾りを施した台付皿と呼ばれる土器や木を切り倒すための石斧なども出土しています。

このように不動寺遺跡では、当時の人々の生活を垣間見ることのできる資料が数多く見つかり、谷山地域をはじめ鹿児島市内の歴史を考える上でも非常に貴重な資料を得ることができました。

これも周辺の皆様方のご理解ご協力をいただいている結果であり、感謝申し上げます。



石斧



縄文土器



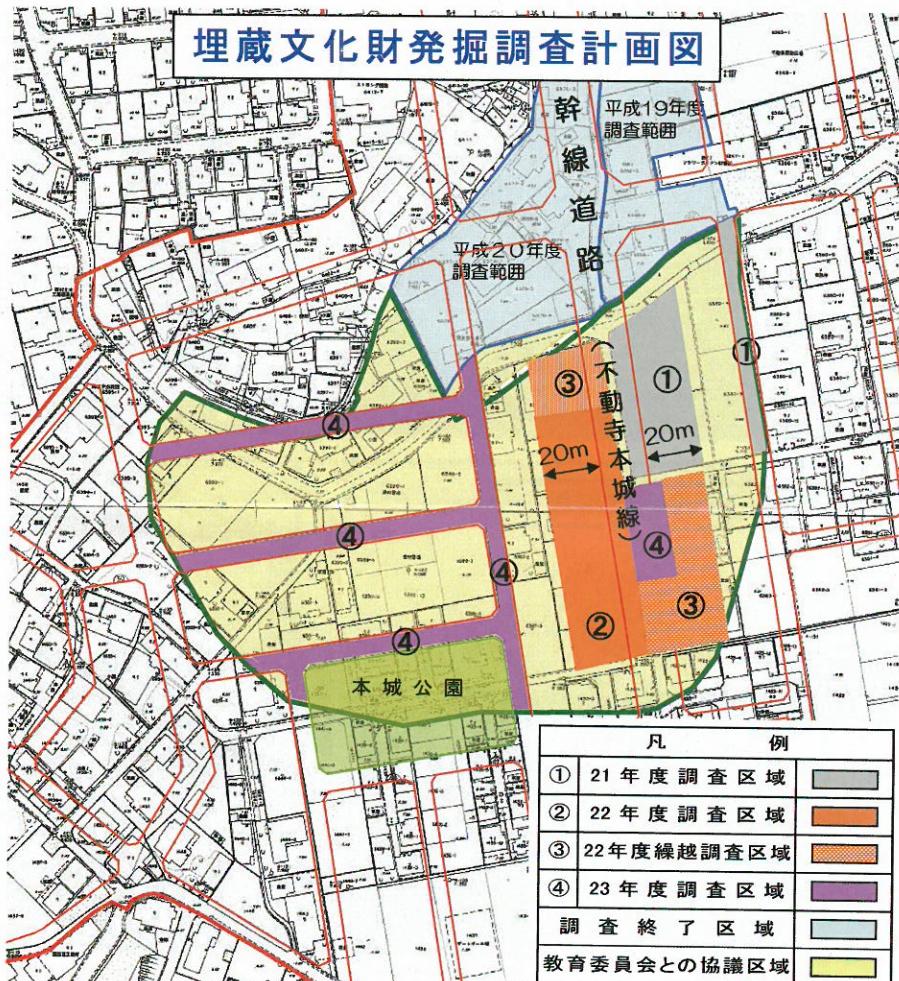
掘立柱建物跡

これにより、従前地を現地に復元できる場合（従前地がもとのままの状態）における分筆については土地所有者が現地を実測するか、施行者が所有する実測図（現況公図調整図）を用いての分筆可

○ 改正内容（朱書き部分追加）
① 従前地を現地に復元出来ない場合
→ 土地所有者による測量（実測）、又は施行者が所有する実測図（現況公図調整図）を用いての分筆可

従前地指定を受けている従前地を分筆するときの取扱い要領を平成二三年四月一日から一部改正いたしました。
(谷山第一地区の一般宅地は全て仮換地指定済)

仮換地指定を受けている土地の分筆登記について



土地区画整理事業施行区域内の土地の売買については、特に制限はありませんが、鹿児島市有地（小宅地対策用地・換地操作用地）を購入する確約をしている方は、仮換地の新たな所有者（買われる方）にこの確約を引き継いでいただくことになりますので、仮換地の売買にあたっては、そのことを新たな所有者によく理解していただき了承してもらう必要があります。この場合、普通財産譲渡申込書等書類の提出をしていただぐ必要がありますので、売買を行う際には、必ず『谷山第二地区係』へご連絡ください。

仮換地の売却について

私道などの共有名義の土地を所有されている方については、持分に応じてそれぞれの所有者の方へ仮換地指定を行っておりますが、名義は共有名義のまま残ることになります。共有名義を単有名義にするためには、次の二通りがあります。

- ① 共有者が従前地を分筆して、それぞれ単有名義にする方法
- ② 換地処分後に共有者がお互いの持分を放棄して、単有名義にする方法

なお、鹿児島市では名義変更はできません。

共有名義の土地について

このようないふれ地を現地に復元できる場合（従前地がもとのままである）、施行者が所有する実測図（現況公図調整図）を用いての分筆可

みなさまへのお願い

- 登記名義人が変わったとき。
(登記簿謄本の写しを添付して下さい)
- 住所を変更したとき。
(登記簿謄本の写しを添付して下さい)
- 借地権の申告をするとき。
(他人名義の土地に建物などを所有する人)
- 土地区画整理事業の施行区域内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行うとき。（七六条許可）
- このような場合は、届出又は許可が必要になりますので、詳しくは『谷山第二地区係』にお問い合わせ下さい。